

指摘事項等		投稿日	平成30年8月7日
件名	避難勧告について		
本文	避難勧告を出したらその地区の住民に緊急メールを配信する事になっているはずなのに何故配信しなかったのでしょうか？		
回答		回答日	平成30年8月14日
担当部署	危機管理監 危機管理室 防災企画課		
本文	<p>避難勧告につきましては、ホームページへの掲載、防災行政用無線の放送、防災・防犯メールマガジンや防災アプリで配信したほか、テレビ・ラジオ等の各種メディアと防災情報の共有を行う Lアラートというシステムを活用する中で、テレビ（データ放送を含む）を通して、情報提供を行ったところであります。</p> <p>ご指摘のとおり緊急速報メールとして配信可能な情報でありましたが、発令地域が限定的であったことや、河川水位や雨量、気象情報等の動向を注視する中で、総合的に判断し、緊急速報メールの配信までには至らない状況でありました。</p> <p>緊急速報メール（※1）は、携帯電話各社（※2）が行っているサービスを利用し、甲府市内全域等（※3）の携帯電話端末に、防災情報を一斉配信するものであります。</p> <p>そのため、配信可能な情報は緊急性の高い情報と項目が限定されており、避難指示や避難勧告等は、自治体の判断により配信可能となっております。</p> <p>各地で発生している災害の状況を鑑みましても、市民の皆様に対する防災情報の伝達は重要なことであり、避難指示や避難勧告等の効果的な伝達方法の1つとして、緊急速報メールは有効なものと認識しております。</p> <p>本市といたしましても、このような貴重なご意見も参考とさせていただく中で、緊急速報メールの運用につきまして、改めて検討してまいります。</p> <p>※1 NTT ドコモの場合、緊急速報「エリアメール」というサービス名称となります。</p> <p>※2 株式会社NTTドコモ・KDDI株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>※3 携帯電話の基地局の関係で、市境界においては隣接市へ情報配信が行われる場合があります。</p>		